

2025 年

5 月発刊

ほ っ と 通 信

発 行： 釧 路 市 中 部 北 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー

釧路市文苑 4 丁目 65 番 2 号ふみぞの東陽ビル TEL36-1233

第 182 号

令和 7 年度 地域包括支援センター実態把握調査のお知らせ

『広報くしろ』の 5 月号でもお知らせしておりますが、今年度も 70 歳以上の方を対象に実態調査を行います。調査の対象になられた方は、是非ご協力をお願い致します。

- ◆目 的～圏域内の高齢者の方の実態把握及び、生活機能等の低下している高齢者の方に対する介護予防の推進や、支援の必要な高齢者の方に対する地域全体での見守り等の支援体制強化等



- ◆実施期間～令和 7 年 4 月上旬～令和 8 年 3 月末
- ◆対象者 ～令和 7 年 4 月 1 日時点で 70 歳以上の方。事前にハガキで訪問のお知らせをします。（要支援・要介護認定を受けている方や、既に地域包括支援センターで関わっている方は除きます。）
- ◆調査内容～世帯、家族状況、受診の状況、緊急連絡先、セルフチェック等

調査員は守秘義務があるので、お聞きした事が他の人に漏れる事はありません。
調査員は感染対策としてマスクを装着して訪問しますのでご安心下さい。
（実態把握調査員：橋）



新センター長就任のご挨拶

4 月 1 日より中部北地域包括支援センターのセンター長を務めることになりました佐々木と申します。平成 7 年の入社以来、昭和啓生園、鶴ヶ岱啓生園で様々な職種を経験させていただき、平成 31 年 4 月より、地域包括支援センターの業務に携わってまいりました。これまで、後藤前センター長のもと、比較的、外に出て活動に専念できる部分もありましたが、今後は、当センター全体の責任を任される立場となりました。皆さま方にご指導・ご鞭撻を頂きながら、精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。（センター長：佐々木 淳一）



地域密着事業所との意見交換会を開催しました

令和7年2月21日（金）、地域密着型事業所との意見交換会を開催しました。再開した地域カフェ『くしろの森カフェ』の運営ボランティア代表である吉野様にお越しいただき、コロナ禍以降に再開した経過等をお話ししていただきました。

地域カフェは、コロナ禍になる前は釧路市内に20ヶ所ありましたが、現在は10ヶ所です。地域カフェは認知症の人やご家族、地域住民など誰でも自由に参加できる交流の場です。おしゃべりやレクリエーション、情報交換などを行います。

地域密着型事業所とは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らしを継続する為に創設された地域主体で提供される介護サービスの事業所です。地域の実情に応じたサービス体制を整備するため市町村が指定・監督を行っています。事業所では、日常生活上の工夫等の助言や効果的な介護方法、介護に対する不安の解消など家族の精神的・身体的負担軽減の助言ができます。

地域包括支援センターは、地域密着型事業所が定期的に行っている運営推進会議にお声をかけて頂き、事業所の利用者の家族や地域住民の代表者と共に会議に参加させて頂いています。

【中部北地域の地域密着型事業所】

特別養護老人ホーム 湿原の里、美原デイサービス、クルミの家（デイサービス）、ぱろーら（デイサービス）、夢カフェ（デイサービス）、リハビリデイサロンすまいる+（デイサービス）、いつでもふわり訪問ステーション（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、日帰りふわりデイサービスセンター、ニチケアセンター釧路 グループホーム中園、グループホームくつろぎ、グループホームあいこく、グループホームけあビジョンホーム釧路、グループホーム入江、グループホームふみその、小規模多機能ふみその、小規模多機能おたっしゅサロンなごみ



新しい職員のご挨拶

皆さん、はじめまして。4月1日から釧路市中部北地域包括支援センターに配属になりました田辺かなえと申します。

特別養護老人ホームの介護員や、居宅介護支援事業所でケアマネジャーの経験をさせて頂いておりました。4月からは地域の方々のお力になれるよう、今までの経験を活かし尽力致します。どうぞ宜しくお願い致します。



出張まなざし食堂に行ってきました！

3月15日（土）、美原中学校にて開催された『出張 まなざし食堂』におじゃましました。今回は第8回目の開催で、メニューは豚汁とおにぎりとミルクプリン（苺ソースがけ）でした（参加費 300 円、中学生以下は無料）。主催は特定非営利活動法人まなざしの和、美原中学校PTAと釧路公立大ボランティア部くしもり！の企画と協力で、美味しく、心が和むひと時でした。参加者は、美原中学校の生徒さんから付箋をもらい感謝のメッセージを記入しました。メッセージは桜の木（中学校の生徒さん作）に貼られ『ありがとうを伝えようの木』が完成しました。

まなざしの和の島貫さんにお話を伺ったところ、「地域食堂を校舎で開催すると子供の参加が多くにぎやかになります。地域の大人も、災害時にはここ（学校）が避難場所になるんだものねとおっしゃっていた方がいて、災害時の意識も感じられました」とのお話がありました。また、地産地消を意識し、阿寒町や標津産の食材を使っていました。地域食堂は運営者と参加者の交流だけではなく、世代や分野を越えてつながる場ともなっています。

（認知症地域支援推進員：盛）



『おでパス』を持ってでかけましょう！

○釧路市に住民登録のある満 70 歳以上の方を対象に、路線バス、阿寒・音別地域の生活交通等（※）でのおでかけを支援するための乗車証です。

※循環バス「ぐるっと」、桂恋三津浦線乗車タクシーでも利用できます。
○おでパスを提示すると利用可能エリア内であれば 1 乗車 100 円でバスを利用することができます。（一部 500 円の区間があります）

申請場所：釧路市内の郵便局窓口

申請時間：平日 午前 9 時～午後 4 時（MOO 郵便局は午前 10 時～午後 5 時）

申請に必要な物：①健康保険証・介護保険証・マイナンバーカード等の身分証明書

②負担金 500 円 ③更新する方は、お手持ちの「おでパス」

有効期間：申請日から 1 年間有効



高齢者福祉サービスの紹介

ふれあい収集



可燃ゴミ・不燃ゴミ及び資源物を排出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、声かけを行いながら戸別に訪問し収集します。

対象者：ゴミ等の排出が困難であり、下記のいずれかに該当する方のみで構成される世帯

- ①介護認定を受けている方（要支援 1 以上）
- ②障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方
- ③夏期は自己排出が可能だが冬期に困難となる方

申込方法：申請書に必要事項を記入の上、下記提出先へ郵送またはご持参ください。

環境事業課（古川町 28 番地）・環境保全課（市役所 1 階）

問い合わせ先：環境事業課 24-4146



軽度生活援助事業

介護予防・生活支援の観点から、軽易な日常生活上の援助を行います。

内容：①家屋内の整理・整備（窓拭き、換気扇の掃除など）

②家の周りの手入れ、軽微な修繕（草取り、電球交換など）

③灯油の運搬、ストーブやポータブルタンクへの注入など

対象者：市民税非課税世帯で、この事業を利用しなければ自立した生活の継続が困難で、次のいずれかの世帯に属する方 ①高齢者のみの世帯 ②1 級もしくは 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方のみ世帯（聴覚障がいを除く）、①②に該当する方のみで構成される世帯

自己負担額：1 回あたり 280 円（材料費などは実費負担となります）

利用回数：月 1 回 1 時間程度、灯油の運搬・注入のみ月 2 回まで利用できます

問い合わせ先：介護高齢課 高齢福祉係 31-4539



こんな時は地域包括支援センターへご相談下さい。

- 介護保険について知りたい、介護の保険の申請がしたい。
- 介護が大変で仕事が手につかない。
- 近所のおばあちゃんが、最近ふとんをたくさん買わされているようだ。
- 近所のおじいちゃんがよく迷子になっているようだ。
- この頃、おばあちゃんの物忘れが増えて困っている。



相談はすべて無料です！！

地域包括支援センターは釧路市から委託されている公的な相談機関です。市役所に代わって身近な所で相談できます



地域包括支援センターはあなたの街の相談所です。

〒085-0063

釧路市文苑4丁目65番2号（ふみその東陽ビル1階）

開設日／月曜～金曜（祝日・市の年末年始の休日を除く）

開設時間／午前9:00～午後5:00 ☎ 0154-36-1233